

農地耕作条件改善事業

【10, 200百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせで一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

- （1）事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- （2）農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- （3）必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- （4）農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

（補助率：定額、1／2等）
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大：10万円/10a
- ・ 暗渠排水：15万円/10a
- ・ 用水路の更新整備：10万円/10m
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援



自動給水栓



カバープランツ・小段



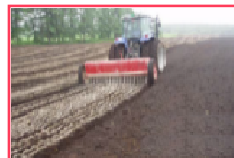
畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（＊）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（＊）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等



検討会の様子

＊プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者15者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら
思い通りの
農業が
できるわ！